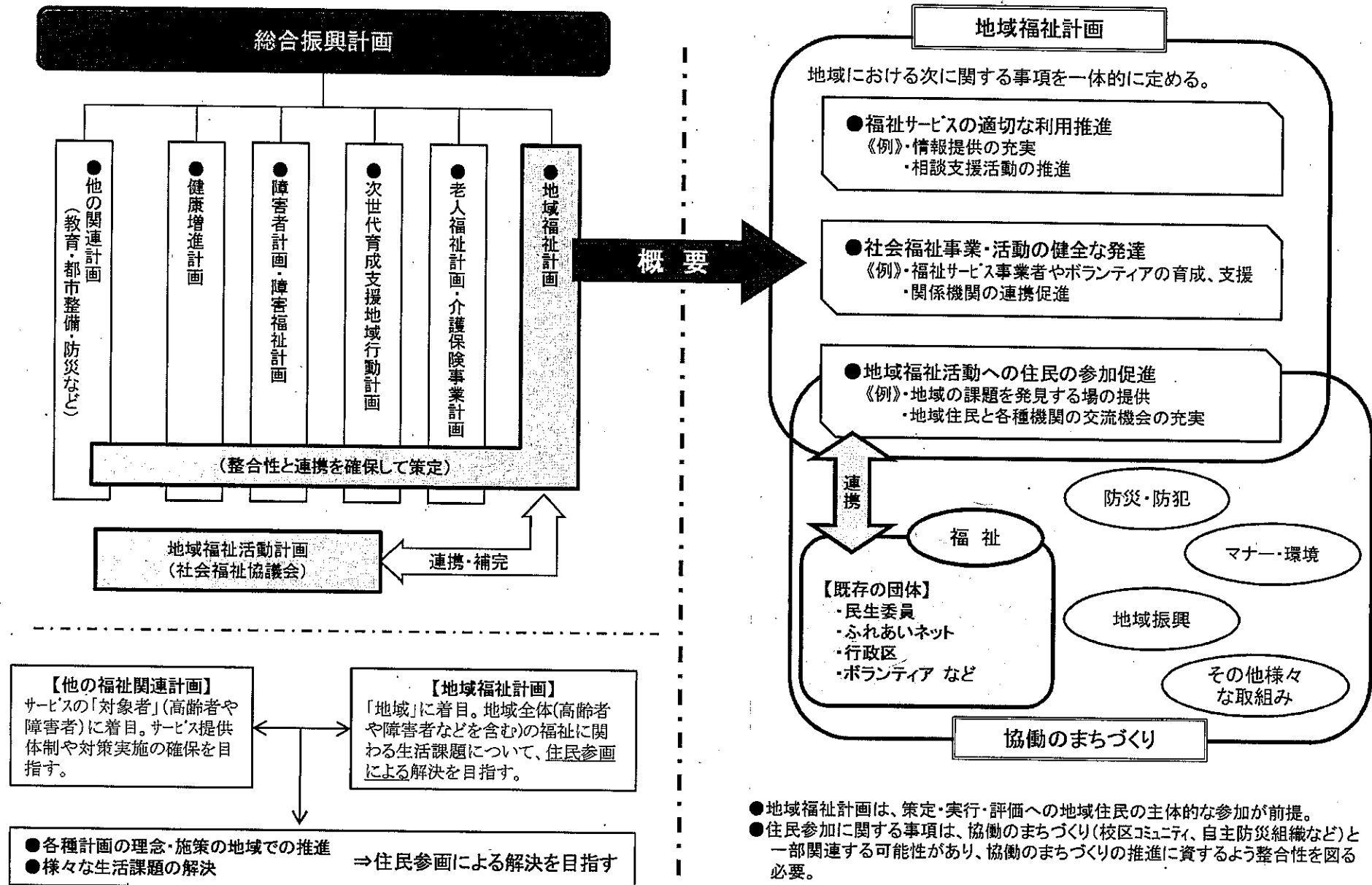


◆地域福祉計画の位置付けと概要◆



策定体制案【H25.5月時点案】

市長

調査
検討指示

素案・検討案報告

地域福祉計画策定委員会

調査
検討依頼

検討案提案

地域福祉計画策定推進会議

調査
検討依頼

検討案提案

地域福祉計画策定プロジェクト会議

市民アンケート調査

その他の調査
【関係団体アンケート等】

パブリックコメント

地域住民ワークショップ

地域福祉計画策定委員会【外部委員会】(案)

計画策定に関し、審議、企画立案等を行う。

- ・有識者
- ・医師会
- ・福祉関係者
- ・民生委員
- ・区長会
- ・県社会福祉課
- ・社会福祉協議会
- ・社会福祉事業経営者
- ・ボランティア関係者
- ・公募

地域福祉計画策定推進会議【関係部課長】(案)

計画策定に関し、行政としての総括、企画立案等を行う。

- ・保健福祉部長
- ・人権同和対策課長
- ・都市計画課長
- ・教務課長
- ・協働推進課長
- ・健康課長
- ・介護保険課長
- ・子育て支援課長
- ・社会福祉協議会
- ※福祉課長(事務局)

地域福祉計画策定プロジェクト会議【実務者会議】(案)

計画策定に関し、具体的な調査、資料作成等を行う。

- ・福祉課(地域福祉係長、障害者福祉係長)
- ・健康課(総務係長、健康推進係長)
- ・子育て(子育て支援係長、児童家庭係長)
- ・介護(介護保険係長、高齢者サービス係長、地域包括支援センター)
- ・人権同和対策(隣保館係長)
- ・外部(社協、民生委員、シルバー人材センター)
- ※その他、必要に応じて専門職など保健福祉部職員の参加

《行政部門》

必要に応じて参加を依頼し、報告等を行う。

- ・福祉課(生活支援係長)
- ・協働推進課(コミュニティ推進係長、防災安全係長)
- ・企画課(企画政策係長、男女共同参画推進係長)
- ・人権同和対策課(人権同和対策係長)
- ・都市計画課(都市計画係長)
- ・教務課(教務係長)
- ・生涯学習課(社会教育係長)

小郡市地域福祉計画策定委員会設置規則

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、小郡市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、小郡市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、15人以内で組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関を代表する職員
- (4) 市民代表

(組織)

第3条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定にかかる協議及び企画立案に関すること。
- (2) その他計画の策定に関して必要と認められること。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から計画が策定されるまでの日とする。

(会議)

第6条 委員会は、会長が必要に応じ招集し、議事を進行する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立するものとする。
- 3 委員会において必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(小郡市地域福祉計画策定推進会議の設置)

第7条 計画の策定に関し、計画原案の作成及び総括を行うために、委員会に小郡市地域福

祉計画策定推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 2 推進会議の委員は、関係団体の代表者、保健福祉部長及び計画策定に関係する課の課長（室長を含む。）の中から市長が委嘱又は任命する。
- 3 推進会議の委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画が策定されるまでの日とする。
- 4 推進会議に議長を置き、保健福祉部長をもって充てるものとする。
- 5 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 6 議長が必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（小郡市地域福祉計画策定プロジェクト会議の設置）

第8条 計画の策定に関し、計画原案の作成のための実動的な調査研究等を行うために、推進会議に小郡市地域福祉計画策定プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

- 2 プロジェクト会議は、関係団体の代表者及び計画策定に関係する係の係長（企画主査を含む。）で構成する。
- 3 プロジェクト会議で必要と認められたときは、プロジェクト会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（報酬）

第9条 委員会の委員の報酬は、小郡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成23年小郡市条例第9号）の規定により支給する。

（庶務）

第10条 委員会、推進会議及びプロジェクト会議の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会、推進会議及びプロジェクト会議の運営に関して必要な事項は、会長及び議長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年6月21日から施行する。
- 2 委員長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は市長が行う。